

令和2年度

# 四日市市職員採用試験要項

(土木・建築・機械)

第1次試験実施日 令和元年 6月23日(日)

受付期間 令和元年 5月16日(木) ~ 令和元年 6月11日(火)

四日市市総務部人事課

## 1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
技術職(土木)	主として土木関係の専門技術を必要とする業務に従事します。	4人程度
技術職(建築)	主として建築関係の専門技術を必要とする業務に従事します。	2人程度
技術職(機械)	主として機械関係の専門技術を必要とする業務に従事します。	1人程度

- (注) 1. 採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。  
2. 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。  
詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。  
3. 令和元年9月にも再度募集を予定しています。(採用予定人数等は未定)

## 2 採用予定日 令和2年4月1日

(採用可能な人についてはそれ以前に採用されることがあります。)

## 3 受験資格

次の要件を満たす人が、受験できます。

職種区分	年齢	学歴等	専攻学科・資格免許等
技術職 (土木・建築・機械)	昭和60年 4月2日～ 平成13年 4月1日 に生まれた 人(注)	学校教育法に基づく大学院(修士課程)、大学、 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、 中等教育学校若しくは高等学校(これに準ずる養 護学校高等部等の学校を含む)又はこれらに相当 すると市長が認める学校等を卒業した(または大学・ 短大等については、令和2年3月31日までに卒業 見込みである)人	職種区分ごとの専門科目を履修している人
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。</li><li>・ 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人に限ります。</li><li>・ 資格免許等が必要な職種については、その資格免許等の取得が採用の条件となります。</li><li>・ 受験申込書に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。</li></ul>			
(注) <u>昭和60年4月2日～平成2年4月1日の期間に生まれた人は</u> 上記要件に加えて、以下に掲載の職務経験・資格等を必要とします。			

※ 最終学歴は卒業区分に厳格に従って選択いただくもので、大学卒の方が高校卒や短大卒資格で受験することはできません。大学を中退するような場合は、在学年数及び修得単位数によって短大卒の受験資格基準となる場合がありますので、受験の際、所属の大学へ確認のうえ申込を行ってください。

○ 昭和60年4月2日～平成2年4月1日の期間に生まれた人

前掲の専攻学科・資格免許等の欄に記載した要件に加え、次の各職種区分ごとの要件を全て満たす必要があります。(平成2年4月2日以降に生まれた人は、以下の要件は不要です)

- 【土木】 (1) 1級または2級土木施工管理技士の資格を持つ人  
(2) 民間企業等において土木関係の設計・施工管理等の職務経験を5年以上有する人(※)
- 【建築】 (1) 一級建築士または二級建築士の資格を持つ人  
(2) 民間企業等において建築関係の設計・施工管理等の職務経験を5年以上有する人(※)
- 【機械】 (1) 1級または2級管工事施工管理技士の資格を持つ人  
(2) 民間企業等において機械工作物関係の設計・施工管理等の職務経験を5年以上有する人(※)

※ 職務経験等について

- (1) 職務経験には、会社員や公務員として週30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当し、これらの職務経験期間が通算5年以上あることを要します。  
なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。
- (2) 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数個所で勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- (3) 休業等（育児休業、介護休業等）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。
- (4) 職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出を求めます。職務経験の証明ができなかった場合は、採用されません。
- (5) 職務経験期間は、平成31年4月30日までの期間を通算します。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、会場及び合格発表

区分	日時	会場	合格発表日（予定）
第1次試験	令和元年6月23日（日）	四日市市総合会館 （四日市市諏訪町2-2）	令和元年7月上旬 郵便にて受験者本人に通知するとともに、四日市市ホームページに掲載します。
第2次試験	令和元年7月下旬に第1次試験合格者について実施します。詳細は第1次試験合格通知の際にお知らせします。		

## 5 試験内容

### (1) 第1次試験の内容

職種区分	試験科目	試験時間(予定)	試験内容
各職種区分共通	教養試験 (択一式)	120分	社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈についての筆記試験
	適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査
技術職(土木)	専門試験 (択一式)	120分	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画、材料・施工などについての筆記試験
技術職(建築)	専門試験 (択一式)	120分	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工などについての筆記試験
技術職(機械)	専門試験 (択一式)	120分	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作などについての筆記試験

### (2) 第2次試験の内容(予定)

◇ 技術職(土木・建築・機械) : 面接試験、集団討論、事務適性試験、論文試験

※ 採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

### (3) 試験問題等の公開

過去の二次試験等で実施した論文試験・集団討論のテーマを市役所北館(本庁舎北隣) 市政情報センターにて閲覧できます。

## 6 受験手続

### (1) 提出書類

◇ 受験申込書 1部 (市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真(30×40mm)を貼ること。)

\* 学歴については、学部学科名まで記載し、卒業、中退、卒業見込又は在学中等を明示してください。

\* 資格・免許については、受験資格として必要なものは必ず記入してください。

◇ 受験票 1部 (市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から離さないこと。)

◇ 卒業証明書又は卒業見込証明書 1部 (コピー不可)

\* 大学院(修士課程)を卒業または卒業見込みの人は、大学(4年制)の卒業証明書、履修科目がわかる証明書を併せて添付してください。

\* 高等学校卒業の人は、卒業証明書・履修科目がわかる証明書を全国高等学校統一応募用紙その2(調査書)に代えて提出することもできます。

◇ 履修科目がわかる証明書(成績証明書、履修科目証明書など) 1部 (コピー不可)

◇ 該当資格免許証、合格証明書等の写し 1部 (「3 受験資格」において必要とされている人のみ)

◇ 返信用封筒(長形3号) 2通 (宛名を明記し82円切手を貼り、氏名の後に「様」を記入してください。)

◇ 在留資格を証明する書類(住民票など) 1部 (個人番号情報は不要です) (外国籍の人のみ)

※ 民間企業等における職務経験を証明する書類の提出(「3 受験資格」において必要とされている人のみ)については、最終合格決定後に指示します。申込時には必要ありませんが、受験申込書の職歴欄へ職務内容等の詳細を記入してください。

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

なお、提出書類については返却いたしません。

※ 車いす等を使用しているなど、受験時における配慮が必要な方は、受験申込の際にその旨を申し出てください。

## (2) 提出先

四日市市諏訪町1番5号(〒510-8601) 四日市市役所 総務部 人事課

☎(059)354-8120

## (3) 受付期間

令和元年5月16日(木) ~ 令和元年6月11日(火)

ただし、卒業(見込)証明書、履修科目がわかる証明書の提出については、6月18日(火)まで可とします。

- \* E-mailでの申し込みは受け付けていません。郵送または人事課へ直接持参して申し込んでください。
- \* 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)。
- \* 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
- \* 郵送の場合でも、締切日までに到着分のみ有効とします。

## 7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 対象者：第1次、第2次試験の不合格者
- (2) 内 容：第1次、第2次試験のうち、不合格となった試験の総合順位と総合得点
- (3) 期 間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間(土・日・祝日を除く)
- (4) 場 所：四日市市役所総務部人事課
- (5) 方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ直接申し出ること。

## 8 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 総務部 人事課

☎(059)354-8120

E-mail [jinji@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:jinji@city.yokkaichi.mie.jp)

### 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

#### 1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

#### 2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下(本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く)の職(具体的には課付主幹、係長、主幹)への昇任は制限されません。

勤務条件（平成31年4月1日現在）

●給与

初任給 大学卒：205,920円 短大卒：183,920円 高校卒：168,300円  
 （金額は地域手当（10%）を含む）

- ☆初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります。
- ☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.45月分）などが支給されます。
- ☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- ☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

- ☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）（注）勤務場所により異なることがあります。
- ☆休日 土曜日・日曜日（完全週休2日制） 祝日・年末年始 （注）勤務場所により異なることがあります。
- ☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。  
 その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

- ☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。
  - ・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。
  - ・共済保養所、スポーツ施設と利用契約を結び、余暇利用を支援しています。

《参考》

●前年度の職員採用試験の状況

職 種	受験者数	最終合格者	競争倍率	職 種	受験者数	最終合格者	競争倍率
土 木	21人	12人	1.8倍	建 築	5人	3人	1.7倍
機 械	1人	-	-				

●配属先の例

【土木職】

都市整備部	
都市計画課	都市計画に関すること、公共交通に関することなど
道路整備課	市道工事の設計・施工・監督、維持管理など
市街地整備・公園課	都市再開発事業、区画整理事業、公園緑地の整備・維持など
河川排水課	河川・排水路工事の設計・施工・監督、維持管理など
商工農水部	
農水振興課	農地・農道・漁港の整備など
上下水道局	
水道建設課	水道の建設・改良・更新工事の設計・施工・監督など
水道維持課	水道の維持管理にかかる工事の設計・施工・監督など
下水建設課	下水道工事の設計・施工・監督、維持管理など

【建築職】

都市整備部	
建築指導課	建築物の確認審査・現場検査、耐震改修の促進など
営繕工務課	市有建築物にかかる工事の設計・施工・監督など
市営住宅課	市営住宅の維持・修繕など
教育委員会	
教育施設課	教育施設の調査・整備補修など

【機械職】

都市整備部	
営繕工務課	市有建築物の各種設備にかかる工事の設計・施工・監督など
教育委員会	
教育施設課	教育施設の各種設備にかかる整備・補修など
上下水道局	
施設課	施設の修繕、各種設備にかかる工事の設計・施工・監督など
市立四日市病院	
施設課	施設の修繕、各種設備にかかる工事の設計・施工・監督など

- ※ 上記配属先はあくまで一例です。
- ※ 各職場の詳細等については、四日市市ホームページ内の各所属のページなどを参考にしてください。
- ※ 一部の職種については、「職員募集」のページから「採用試験案内（先輩職員の声）」を見ることができますので、参考にしてください。